

第6章 人権教育

1 人権教育の推進

私たちは誰もが幸せによりよく生きたいと願っており、それは人間が人間として生きる権利です。

我が国においては、平成6年4月に「児童の権利に関する条約^{*1}」が批准され、同年5月に発効しました。この条約は児童生徒の人権の尊重と保護のために制定されたものであり、主な内容は、基本的には我が国の憲法や法律において保障されているものです。また、令和元年度には、「児童虐待の防止等に関する法律^{*2}」の一部が改正され「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉等の一部を改正する法律の公布について^{*3}」により、学校及び教職員に対して、児童虐待防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務、関係機関への通告義務、関係機関との連携強化、児童虐待に係る通告を行った児童生徒について通告後の市町村又は児童相談所に対しての定期的な情報提供及び緊急時の通告義務、児童生徒の進学・転学に当たっての学校等との情報共有、児童虐待に係る研修の充実の努力義務等が課せられています。また、令和4年6月には、次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子供の心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、「こども政策を総合的に推進すること」を目的とした「こども基本法^{*4}」が公布されました。児童生徒と日常的に関わりをもつ教師こそ、児童生徒の人権について考えるとともに、人権に対する意識を高め、鋭敏な感覚をもつことが大切です。他にも私たちの周りには、個別的課題に係る人権問題が存在しており、充実した人権教育の推進が求められています。

また、学校における人権教育の目標には、「『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』を単に理解するに止まることなく、それが、態度や行動に現れるようになることが求められる。^{*5}」と掲げられています。学校においては、このことを踏まえて、人権教育を推進していくことが大切です。

<参考資料>

*1 「児童の権利に関する条約」 文部事務次官通知 平成6年5月

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm

*2 「児童虐待の防止等に関する法律」（巻末資料5 参照）厚生労働省 平成12年11月

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>

*3 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉等の一部を改正する法律の公布について」

文部科学省総合教育政策局長通知 令和元年7月

https://www.mext.go.jp/content/20191217_mxt_syoto02-000003250_13.pdf

*4 「こども基本法」 令和4年6月公布

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/20820220622077.htm

*5 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より引用

文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 平成20年3月

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

<人権教育の基本方針>

「人類普遍の原理である自由・平等の原則と日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、社会の中に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の高揚を図る」ために、次のように努めることが望まれます。

第6章 人権教育

- 児童生徒の実態と発達段階を踏まえ、教育活動全体を通して人権教育を推進する。
- 各教科等の指導内容、指導事項を明確にして、人権教育の指導の充実に努める。
- 家庭や地域社会との連携を深め、一体となって人権教育を推進する。
- 人権教育についての研修を通して教職員の認識を深め、指導力を高めるように努める。

(「人権教育指導のために(第40集)」富山県教育委員会 令和7年3月)

2 学校における人権教育

(1) 人権教育の目標

学校教育は、人権尊重の精神を育てる上で極めて大きな役割を果たすものです。特に、児童生徒一人一人の人権を大切にしていける教師の姿勢は、児童生徒におのずと相手を尊重しようという意識を育てます。

人権教育の目標は、一人一人が人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、いじめや偏見・差別をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育てることにあります。人権尊重の精神を基盤とした指導を行う際には、各教科、「特別の教科 道徳」、外国語活動、総合的な学習(探究)の時間及び特別活動や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。

(2) 人権尊重と教育活動

人権教育を展開する際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。

また、授業を構想する際は、以下に示した諸点に留意するとともに、個に応じた指導を充実させながら、人権意識や実践力等を身に付けていく必要があります。

ア 「地域の教育力」の活用

各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動全体を通して人権教育を推進していきます。

イ 「体験的な活動」の重視

フィールドワーク等の体験的な活動を積極的に活用して人権感覚を育成しています。

ウ 関係諸機関との連携・協力

大学や研究機関、市民団体等、人権教育に関係する諸機関の協力を得て多様な学習活動を行うことは、人権感覚の育成に大きな効果があります。また、児童生徒が障害者施設や高齢者施設等を直接訪問して様々な人と交流したり、ボランティア活動を体験したりする学習活動を取り入れることによって、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合いながら人権に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育んでいきます。

エ 学習形態、教育方法上の工夫

人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」「参加」「体験」を中核に置き、「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」を行えるように工夫します。児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的・内容に応じて、計画的に一斉学習・グループ学習・個別学習等の学習形態を考えます。また、授業担当教員とゲストティーチャー(地域人材等)とのチーム・ティーチングを取り入れたり、ICT機器を活用したりするなど、指導形態・方法を工夫します。

オ 学級活動やホームルーム活動、進路指導との関連

人間としての生き方について学ぶ学級活動やホームルーム活動、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進していきます。特に、人権に関する学習活動の中で、人権を守り人権尊重の社会を支える専門家と出会うことは、児童生徒にとって人権感覚を培う契機となります。人権尊重の姿勢で誠実に職責を果たす人々の話を直接に聴くことは、将来設計やキャリア形成を考える上でも、教育的効果があります。

(3) 指導上の留意事項

ア 教育の中立性の確保

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められます。

学校は、公教育を担うものとして、特定の主義主張に偏ることなく、主体性をもって人権教育に取り組む必要があります。学校の教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別されなければなりません。

このことを踏まえ、具体的な指導計画をつくる際は、中立性の確保に十分な注意を払わなければなりません。

イ 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

学校において多様な学習活動を進めていく際、様々な個人情報等に接することがあります。特に、人権教育では、自分について語ることを含め、児童生徒のプライバシーに関わる内容を扱うことも多くあります。こうした学習活動は、人権教育を効果的に行う上で大きな意味をもちますが、個人情報等を取り上げる際には、本人や保護者の同意を得るなどの配慮が必要です。

ウ 各人権課題に対する差別や偏見への指導

インターネット等の人権侵害の他、女性、高齢者、障害のある人、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者、同和問題、性的マイノリティ等への差別等、あらゆる差別や偏見に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で指導することが大切です。

3 学級・ホームルームにおける人権教育

(1) 教師の人権意識の高揚

教師は、指導者という意識を保持しつつも、児童生徒の目の高さに立ち、一人一人に温かい心で接する中で信頼関係をつくるように努めなくてはなりません。その上で、児童生徒一人一人のよさを生かしながら、共に成長する姿勢で学級・ホームルーム経営に当たることが大切です。また、教師自身が自分の人権意識を振り返ることも大切です。

＜参考資料＞ 「教師用 人権意識チェック表(例)」
(「人権教育指導のために(第40集)」 富山県教育委員会 令和7年3月)

(2) 実践に当たっての留意点

- ア 学級・ホームルーム経営に当たっては、個と集団との関係の中で一人一人を支える学級づくりを目指すことが求められます。一人一人の発言が大切にされ、差別や偏見、いじめのない明るい学級をつくることが何よりも大切です。
- イ 配慮を要する児童生徒への指導・援助においては、その実態を的確に把握し、保護者との連携、教師間の共通理解を図ることが大切です。
- ウ 人権教育を進めるに当たっては、日常の学級・ホームルーム経営や教科等の指導を通して、人権尊重の精神を身に付けさせるとともに、望ましい人間関係を育むよう指導を充実させることが大切です。
- エ 学級・ホームルームでは自他の生命や人権を尊重する視点から、教室環境(生きものの管理、作品掲示等を含む)や生活全体の言語環境等を整えていくことが大切です。

4 子供の人権課題

(1) いじめ

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第1条では、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである」と規定されており、いじめが人権侵害であることを明らかにしています。

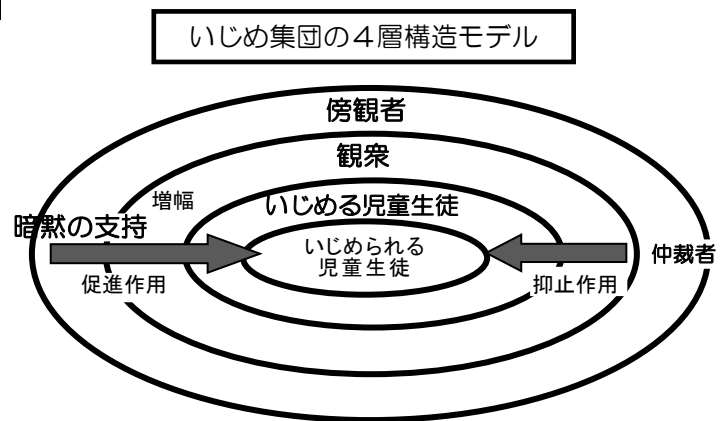
全ての児童生徒が、一人の人間として、生命や身体の安全を脅かされることなく、家族や友人との触れ合いを通じて自由に成長できるように、この問題に対する理解と関心を深めることが必要です。

最近の「いじめ」は、多様化が進み、情報通信機器の介在により、一層見えにくくなっており、実態として、複数が一人をいじめる傾向にあることから、「いじめ」の首謀者が誰であるかはっきりしておらず、「いじめ」を行う側の児童生徒が罪の意識を感じていない例が多く存在します。さらに、「いじめ」に実際に加担していなくとも、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、それらを見て見ぬふりをしている「傍観者」という児童生徒の集団が存在しています。このため、「いじめ」をなくすためには、全ての児童生徒たちに対して「いじめ」が許されないことや、「いじめ」の防止の必要性について強く働きかけていくことが必要となります。

＜参考資料＞法務省ホームページ「こどもの人権を守りましょう」
いじめの定義や対応等は、第7章 生徒指導 2 (1) ウ「いじめ」P67～70 参照

いじめ集団の「4層構造モデル」

- いじめられる児童生徒
- いじめる児童生徒
- 観衆…いじめをはやしたてたり、おもしろがって見ていたりする児童生徒
- 傍観者…見て見ぬふりをしている児童生徒



いじめ集団の構造図参考(『いじめ－教室の病い』金子書房

森田洋司・清永賢二著)引用

(2) 不登校

子供の人権において、不登校は、子供の教育を受ける権利の保障という面で関係があります。

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が行われることが大切です。また、不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られる必要があります。(詳細はP64～67に記述)

(3) 児童虐待等

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)第1条では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害」するものと規定されており、児童虐待が人権侵害であることを明らかにしています。児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加しており、中には死亡にまで至る事案も発生していることから、同法や「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)などの関係法令は度々改正され、児童虐待を防止するための対策が強化されています。

例えば、「児童福祉法」の平成28年改正では、第1条が「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する」と改正されており、児童の有する権利が明確化されました。また、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」の令和元年改正では、親権者等が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないなど、児童の権利擁護に関する内容が盛り込まれました。

教師は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければいけません。

児童虐待のほかにも、児童に対する人権侵害は存在します。その一つに、児童売春や児童ポルノがあり、これらの行為は児童に対する性的搾取や性的虐待に該当します。これらの行為を取り締まるための法律として、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)がありますが、平成26年改正では、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持・保管や、盗撮による児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設されるなど、児童の性被害を防止するための措置が強化されています。

<参考資料>

「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]補足資料～」

文部科学省学校教育における人権教育調査研究協力者会議 令和3年3月

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report.htm